

災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定

姫路市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入れ及び配送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、姫路市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入れ及び配送等の要請手続等の必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 支援物資 調達物資及び義援物資をいう。
- (2) 調達物資 被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (3) 義援物資 被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (4) 避難所等 支援物資の配達先となる姫路市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 物資拠点 大規模な災害等により甲が必要と判断したときに、支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積み込み（以下「荷役作業」という。）の拠点又は支援物資の配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資拠点の設置等）

第3条 物資拠点の設置場所は、災害時に甲が指定する場所のほか、甲の要請に基づき乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、姫路市内における支援物資の供給体制が整う等の理由により荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら物資拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入れ及び配送等並びに要員の派遣の要請）

第4条 甲は、前条に規定する物資拠点を設置する場合は、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、支援物資の受入れ及び配送等を実施する上で必要と認めるときは、文書により乙に対し支援物資の受入れ及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入れ及び配送並びに要員の派遣の実施）

第5条 乙は、前条の規定による甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、第4条第1項の規定による申請により物資の受入れ及び配送等を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合

は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により要員の派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条各項若しくは前2項の規定により要請し、又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 第4条第1項に規定する業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から適正な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払を行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、第4条第1項に規定する業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合は、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 物資の受入れ及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責めに帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りではない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(再委託)

第12条 乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。この場合において、乙は、再委託先の行為について自らが本業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

(平常時の活動)

第13条 甲及び乙は、本協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換に努めるとともに、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第14条 甲及び乙は、本協定に基づく担当者を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、相互に通知するものとする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用)

第16条 本協定は、協定締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限りその効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和〇年（202〇年） 〇月〇日

甲 姫路市安田四丁目1番地
 姫路市

乙 _____

